

令和8年度「修驗伝法教校」が変わります

「修驗伝法教校」と「恵印法流七壇法伝授」「恵印灌頂」

恵印法流七壇法伝授は令和9年度から開講

今までの「修驗伝法教校」が、修驗者養成のための「修驗伝法教校」と教会主管者・講元養成のための「恵印法流七壇法伝授」「恵印灌頂」に分かれることになりました。

修驗者養成の「修驗伝法教校」は、令和8年度より新設したカリキュラムとなりますが、今までと同じように初級、中級、上級と段階を経て修驗の行者を目指します。初級は修驗行者として第一歩となる修驗得度の後、護身法の伝授、修驗道の心得、諸経の素読で、今までの初級の内容とほぼ変わりません。中級は法螺講習、柴燈護摩の莊嚴や作壇、承仕作法。上級は、柴燈護摩での法斧、法弓、法劍、湯加持等の諸作法を学びます。ただし、それぞれの階級で行われていた滅罪、覚悟、伝法の恵印灌頂の入壇はございません。

一方、教会主管者・講元養成の「恵印法七壇法伝授」「恵印灌頂」は、従来の中級と上級を踏襲しておりますが、恵印七壇法の伝授は第1会から第3会までを段階を経て進み、礼拝加行を初めに、弁財天法、深砂法、金剛童子法、愛染法、不動法、龍樹法、大日法、護摩供、神供等の恵印七壇法を伝授。それぞれ伝授の後、延べ行を各自で行い、より丁寧な伝授、実修指導を行います。その後、恵印加行を成満した方は恵印灌頂に入壇・柴燈護摩伝授を経て、教会主管者としての資格や講元として柴燈護摩大祇師を勤めることができます。

なお、上記の教会主管者・講元養成の「恵印法流七壇法伝授」は令和9年度より開講。受講する際は、修驗得度を既に終えて度牒申請を終えていることが条件となります。また、「修驗伝法教校」を受けながら、「恵印法流七壇法伝授」を並行して受講することも可能です。

※既に恵印灌頂のうち覚悟灌頂（伝法教校中級）まで入壇されている方は、今年度に限って、上級で伝法灌頂入壇・柴燈護摩伝授を受けていただけます。

※令和9年度からは、今までに滅罪や覚悟灌頂まで入壇されている方につきましては、恵印加行の成満の後、未入壇の灌頂を受けることができます。

※「修驗伝法教校」は、恵印灌頂入壇はございません。度牒のみとなり、上級まで受講いただけますと権律師の教師補任が申請できます。

※恵印の伝法灌頂成満者は修驗道教師補任が申請できます。

※今年度の修驗伝法教校から費用や開催期間が変更となります。

※受講を希望される方は、教学部までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申込み先

〒601-1325 京都市伏見区醍醐東大路町22

総本山 醍醐寺 教学部

Tel.075-571-0002

Fax.075-571-0101

修驗伝法教校改定と恵印法流七壇法伝授の新設

修驗伝法教校

修驗者、山伏を養成のために開校

修驗伝法教校初級

修驗得度修驗三時勤行式・修驗道の基礎講座、護身法の伝授等。度牒申請 當山派修驗道修驗のバッジを授与

修驗伝法教校中級

柴燈護摩の莊嚴や法螺貝講習、御幣の切り様、承仕作法等の修驗者としての心得を学ぶ。受講後、先達の申請が可能となります。

修驗伝法教校上級

柴燈護摩作法、(宝弓・宝剑・神斧等)九字伝授、火生三昧作壇と実践、湯加持等の実践。

受講後、権律師の申請が可能となります。

恵印法流七壇法伝授・恵印灌頂

教会主管者としての資格や講元として柴燈護摩大祇師を勤めるために。

修驗伝法教校初級必須

修驗得度修驗三時勤行式・修驗道の基礎講座、護身法の伝授等。度牒申請 當山派修驗道のバッジ授与を授与いたします。

恵印法流七壇法伝授・恵印七壇法両祖供養法伝授

恵印七壇法の伝授は第1会から第3会までを段階を経て進み、礼拝加行を初めに両祖供養法、弁財天法、深砂法、金剛童子法、愛染法、不動法、龍樹法、大日法、護摩供、神供等の恵印七壇法を伝授。それぞれ伝授の後、延べ行を各自で行い、より丁寧な伝授、実修指導を行います。

伝授資格 修驗伝法教校初級受講者・本宗又は修驗得度授戒され修驗伝法教校初級程度の教養がある者、本宗派教師

恵印伝法灌頂・柴燈護摩伝授

恵印七壇法を伝授の後、延べ行を各自で行い恵印加行を成満した方のみ恵印灌頂に入壇でき、その後柴燈護摩の伝授が受けられます。

恵印灌頂入壇資格 恵印七壇法加行成満者

恵印灌頂成満者には本宗に準ずる僧階とし、教会主管者の資格(修驗籍)が与えられます。

※ すでに本宗籍であられる方は引き続き、本宗籍となります。

修驗伝法教校の改定について

◎修驗伝法教校

修驗者・山伏の養成を目的として開設する教育課程です。

○初級

修驗得度授戒、修驗三時勤行式、修驗道基礎講座、護身法の伝授等を修学します。

- ・ 度牒申請資格を取得
- ・ 當山派修驗道修驗章（バッジ）を授与

○中級

柴燈護摩の莊嚴、法螺貝講習、御幣の切り様、承仕作法など、修驗者として必要な知識と作法を修学します。

- ・ 修了後、先達の申請が可能

○上級

柴燈護摩作法、九字伝授（宝弓・宝剣・神斧等）、火生三昧作壇と実修、湯加持等の修驗秘法を実践的に修学します。

- ・ 修了後、権律師の申請が可能

◎恵印法流七壇法伝授・恵印灌頂

修驗道教師を目指す過程です。特に教会主管者としての資格取得、および講元として柴燈護摩の大祇師を勤修することを目的とする課程です。

受講資格

修驗伝法教校初級修了者

初級課程

修驗得度授戒、修驗三時勤行式、修驗道基礎講座、護身法の伝授等を修学します。

- ・ 度牒申請資格を取得
- ・ 當山派修驗道修驗章（バッジ）を授与

○恵印法流七壇法伝授

（恵印七壇法・兩祖供養法伝授）

恵印七壇法の伝授は、礼拝加行をはじめ、次の法を三会に分けて順次伝授します。

- ・ 兩祖供養法
- ・ 弁財天法
- ・ 深沙法
- ・ 金剛童子法
- ・ 愛染法
- ・ 不動法
- ・ 龍樹法
- ・ 大日法
- ・ 護摩供
- ・ 神供 等

各法の伝授後には各自で延べ行を修し、より丁寧な伝授と実修指導を行います。

伝授資格

次のいずれかに該当する者

- 修験伝法教校初級受講者
- 本宗において得度授戒または修験得度授戒を受け、修験伝法教校初級程度の教養を有する者
- 本宗派教師

○恵印伝法灌頂・柴燈護摩伝授

恵印七壇法伝授修了後、各自で延べ行を重ね、恵印加行を成満した者に対し恵印灌頂を開壇します。

恵印灌頂入壇後は、柴燈護摩伝授を受法することができます。

恵印灌頂入壇資格

- 恵印七壇法加行成満者

成満後の資格

恵印灌頂成満者には、本宗に準じた僧階を認定するとともに、教会主管者資格（修験籍）を取得することができます。

※すでに本宗籍を有する方は、引き続き本宗籍となります。